

{ 平14.10.17 }
{ 基礎小21-1 }

說 明 資 料

(消費稅關係)

目

次

1. 平成 12 年度分課税仕入率の実態調査について	1
2. 事業区分別課税仕入率	2
3. 平成 12 年度分 業種別申告状況	5
4. 簡易課税適用事業者の仕入率別分布状況	6
5. みなし仕入率の推移について	7
6. 簡易課税の適用割合の変化	8

平成 12 年度分課税仕入率の実態調査について

(平成 12 年度分サンプル調査)

1. 概要

消費税の課税事業者における課税仕入率（課税仕入高 / 課税売上高）の実態を把握するために実施。本則課税適用者については、国税庁の申告事績（売上 2 億円以下の事績）に基づくものであり、簡易課税適用者については、売上 2 億円以下の簡易課税適用者の中から抽出した者の決算書等を基に消費税の課税仕入率を試算。

(注) 簡易課税適用者については、申告事績から実際の仕入税額を把握することができないため（みなし仕入税額で申告）、決算書等から課税仕入額を試算する必要がある。

2. 調査について

(1) 調査対象者

個人事業者：平成 12 年分、法人：平成 12 年度中に終了する事業年度分

本則課税適用者

国税庁の課税事績による売上 2 億円以下の事業者 669 千者（個人 209 千者、法人 460 千者）

簡易課税適用者（サンプル調査）

全国 12 の国税局（沖縄国税事務所を含む。）から抽出した 4,438 者（個人 1,670 者、法人 2,768 者）

(注) 兼業による影響を排除するため、主たる業種の売上げが 75%以上のものをサンプル調査の対象とした。なお、不動産業については、不動産売買業（簡易課税の事業区分第 1 種（卸売業）又は第 2 種（小売業））と不動産賃貸、管理及び仲介業（簡易課税の事業区分第 5 種）が混在することから、明らかに不動産の売買を行っていると思われるものは調査対象から除外している。

(2) 課税仕入率の試算方法（サンプル調査）

課税仕入率の試算に当たっては、決算書等の売上原価及び販売費一般管理費等の必要経費額から、給料手当、支払保険料等の課税仕入に該当しない額を控除する方法で課税仕入高を把握。なお、課税仕入と非課税仕入（不課税を含む）が混在する可能性のある費目については、一定の仮定をおいて試算。

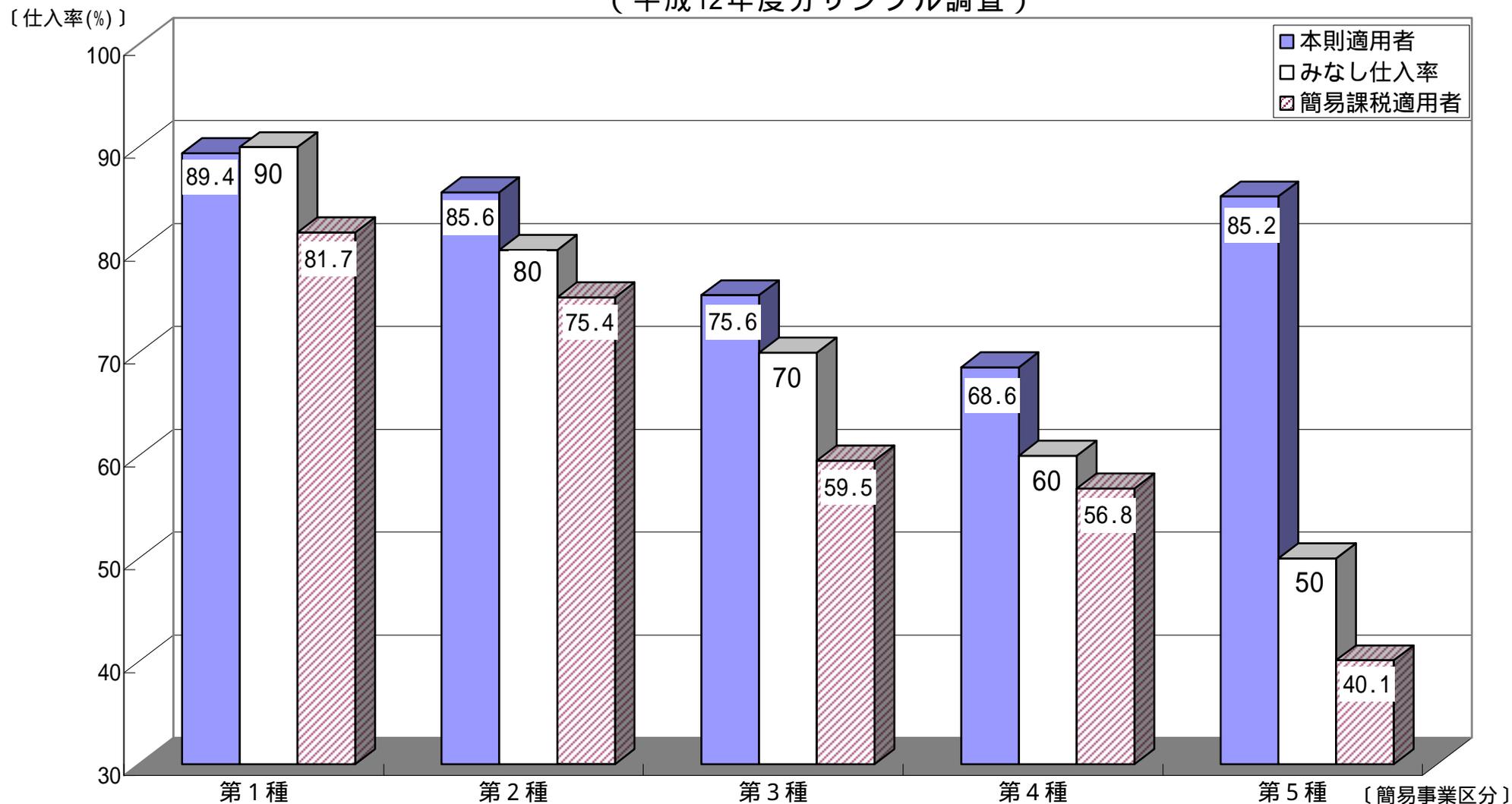
3. 調査結果概要

	卸売業	小売業	建設業	農林水産業	鉱業	製造業	飲食業	サービス業	運輸・通信業	不動産業
本則適用者	89.4%	85.6%	75.7%	86.1%	80.7%	73.8%	68.6%	85.2%	74.5%	93.6%
簡易適用者	81.7%	75.4%	61.8%	59.2%	54.3%	57.1%	56.8%	39.9%	36.0%	44.3%
サンプル対象者数	420者	574者	724者	100者	10者	723者	227者	1,291者	121者	248者
簡易事業区分	第 1 種	第 2 種	第 3 種				第 4 種	第 5 種		
みなし仕入率	90%	80%	70%				60%	50%		

4,438者

事業区分別課税仕入率 個人・法人計

(平成12年度分サンプル調査)

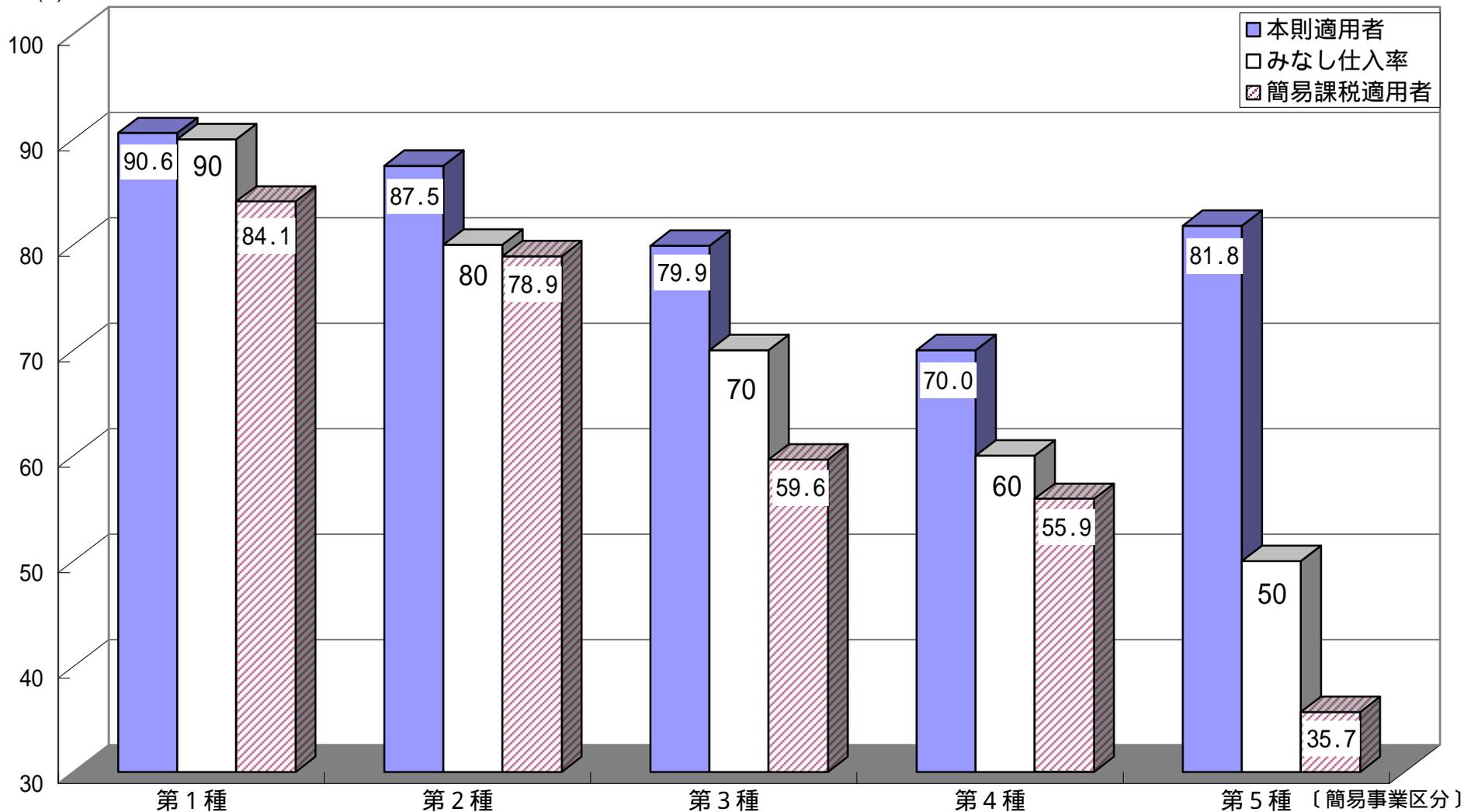


- (備考) 1. 本則課税適用者の課税仕入率は、国税庁の申告事績(売上2億円以下の事績)に基づくものである。
 2. 簡易課税適用者の課税仕入率は、全国12の国税局(沖縄国税事務所を含む。)から抽出した売上2億円以下の簡易課税適用者
 4,438者について、決算書等を基に消費税の課税仕入率を推計した。
 3. 簡易課税の事業区分は次のとおり。
 第1種は「卸売業」、第2種は「小売業」、第3種は「製造業等」、第4種は「第1種から第3種及び第5種以外」、第5種は「サービス業等」をいう。

事業区分別課税仕入率 個人

(平成12年度分サンプル調査)

[仕入率(%)]



(備考) 1. 本則課税適用者の課税仕入率は、国税庁の申告事績(売上2億円以下の事績)に基づくものである。
 2. 簡易課税適用者の課税仕入率は、全国12の国税局(沖縄国税事務所を含む。)から抽出した売上2億円以下の簡易課税適用者

4,438者(うち個人事業者1,670者)について、決算書等を基に消費税の課税仕入率を推計した。

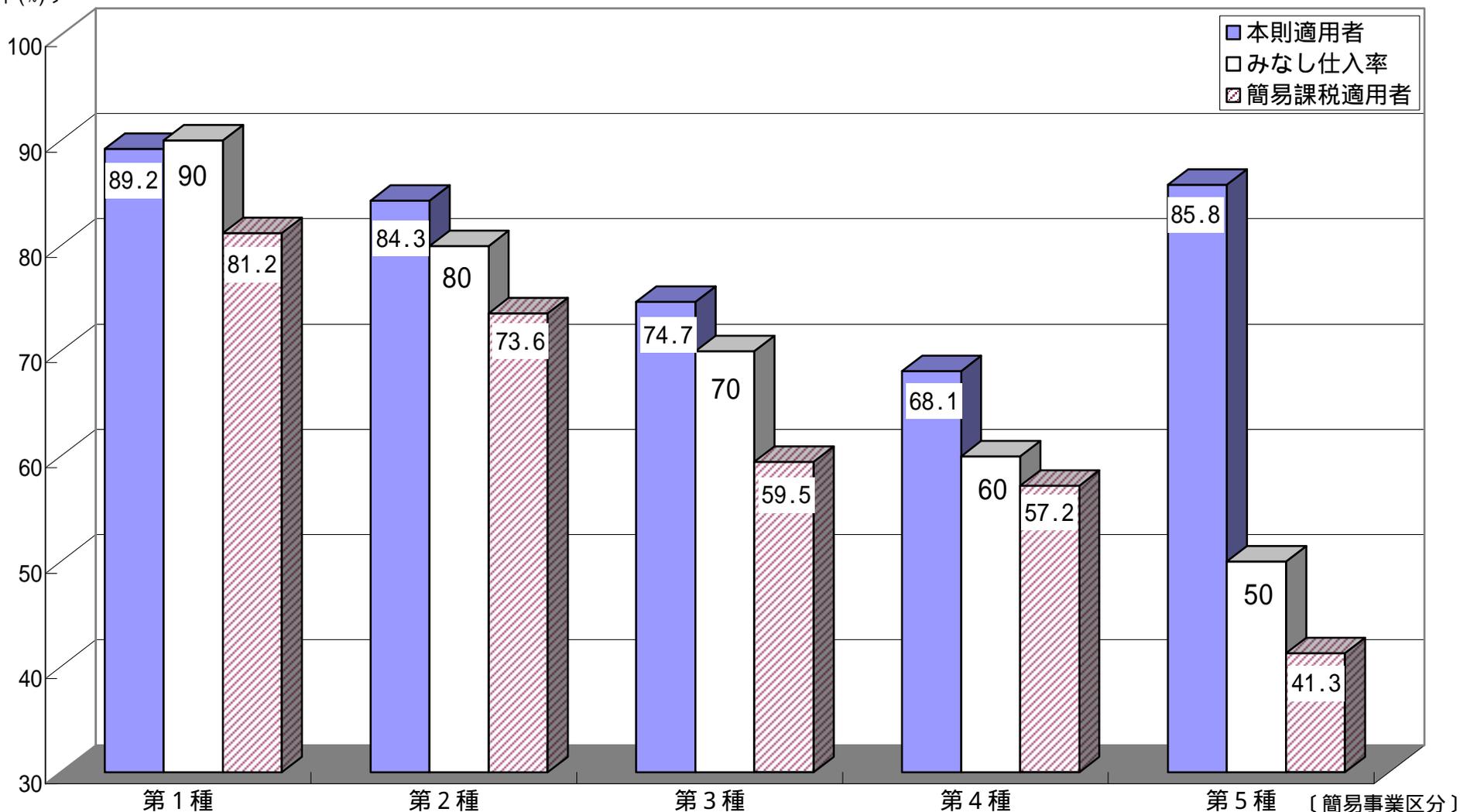
3. 簡易課税の事業区分は次のとおり。

第1種は「卸売業」、第2種は「小売業」、第3種は「製造業等」、第4種は「第1種から第3種及び第5種以外」、第5種は「サービス業等」をいう。

事業区分別課税仕入率 法人

(平成12年度分サンプル調査)

〔仕入率(%)〕



(備考) 1. 本則課税適用者の課税仕入率は、国税庁の申告事績(売上2億円以下の事績)に基づくものである。

2. 簡易課税適用者の課税仕入率は、全国12の国税局(沖縄国税事務所を含む。)から抽出した売上2億円以下の簡易課税適用者

4,438者(うち法人は2,768者)について、決算書等を基に消費税の課税仕入率を推計した。

3. 簡易課税の事業区分は次のとおり。

第1種は「卸売業」、第2種は「小売業」、第3種は「製造業等」、第4種は「第1種から第3種及び第5種以外」、第5種は「サービス業等」をいう。

平成12年度分 業種別申告状況（売上2億円以下）

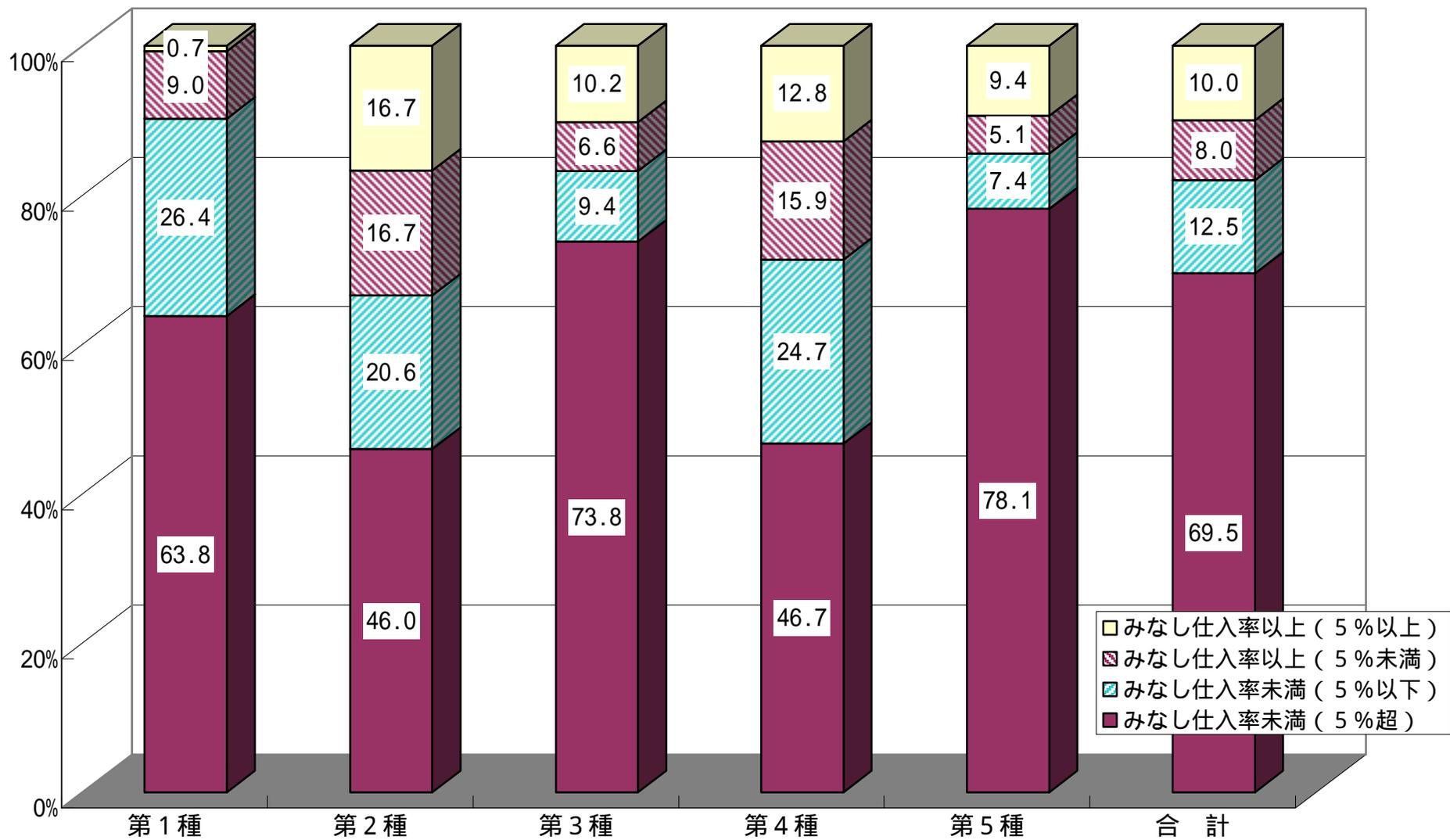
<単位：者(社)>

申告状況	業種	卸売業	小売業	建設業	農林水産業	鉱業	製造業	飲食業	サービス業	運輸通信業	不動産業	計
	本則適用者(A)	75,230	180,610	131,837	15,971	878	72,192	27,699	121,546	14,037	29,618	669,618
	簡易適用者(B)	93,905	173,394	209,060	29,933	1,564	182,520	59,527	205,250	28,326	51,445	1,034,924
	B/C	[55.5%]	[49.0%]	[61.3%]	[65.2%]	[64.0%]	[71.7%]	[68.2%]	[62.8%]	[66.9%]	[63.5%]	[60.7%]
計(C)	169,135	354,004	340,897	45,904	2,442	254,712	87,226	326,796	42,363	81,063	1,704,542	

参考	簡易事業区分	第1種	第2種	第3種		第4種	第5種
	みなし仕入率	90%	80%	70%		60%	50%

（備考） 申告状況については、国税庁の課税事績から特別集計したものである。

簡易課税適用事業者の仕入率別分布状況



(備考) 平成12年度分サンプル調査による。

みなし仕入率の推移について

(単位：%)

(参考) (単位：%)

業種	導入時	平成3年改正 (H3.10~)	平成8年度改正(現行) (H9.4~)
卸売業	90	90	90
小売業	80	80	80
建設業		70	70
農林水産業			
鉱業			
製造業		60	60
飲食業			
サービス業			
運輸・通信業			
不動産業		50	

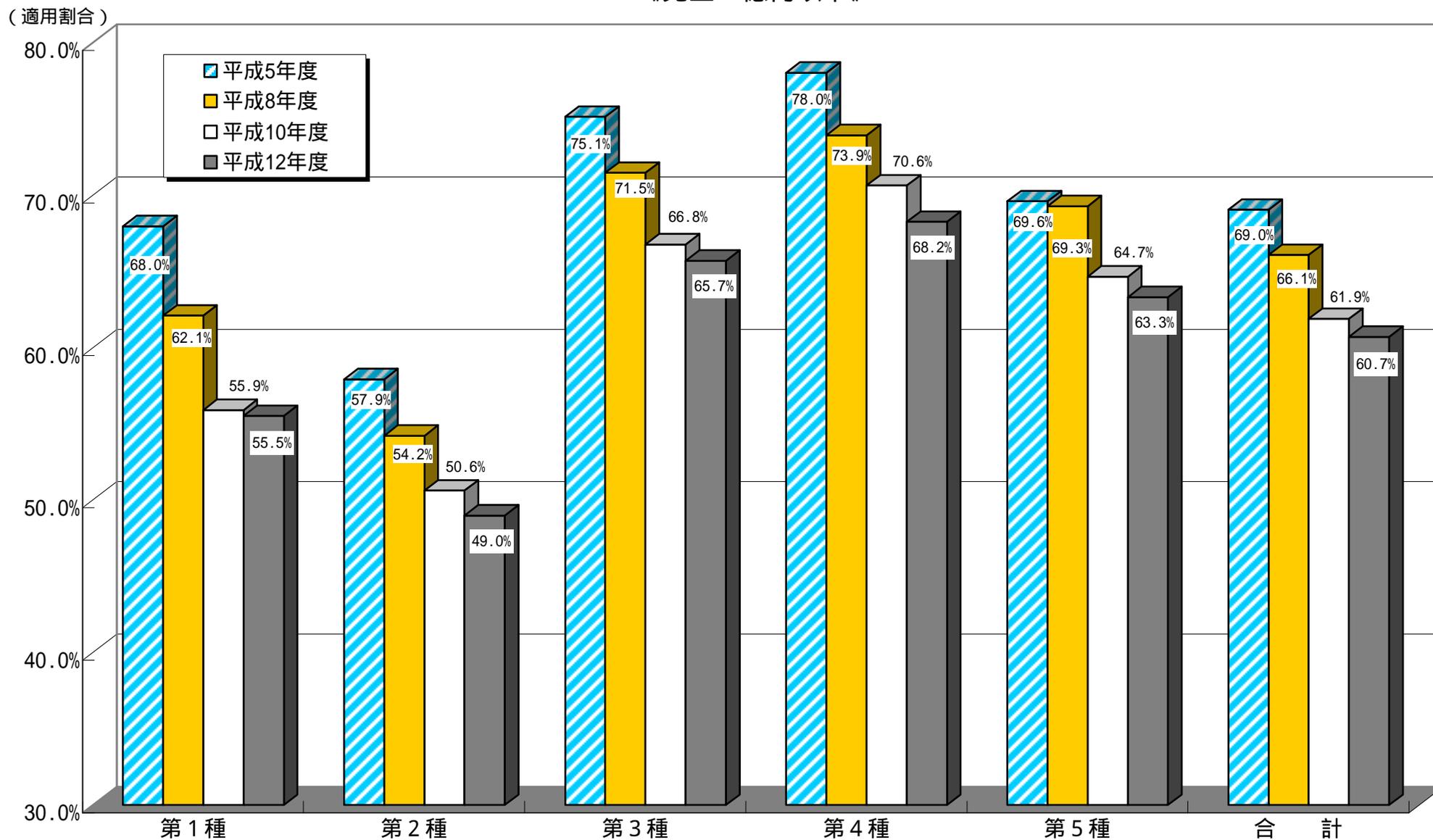
平成5年度分 サンプル調査結果
86.2
82.7
69.3
70.9
67.2
67.0
61.1
49.6
51.2
50.1

(備考) 1. 導入時のみなし仕入率は、法人企業統計(財務省)における平均付加価値率を基に設定。

2. 平成3年改正及び平成8年度改正によるみなし仕入率は、それぞれサンプル調査により把握した業種別の課税仕入率を基に設定。なお、サンプル調査の対象には、本則課税適用者及び簡易課税適用者の双方が含まれている。

簡易課税の適用割合の変化(申告者数ベース)

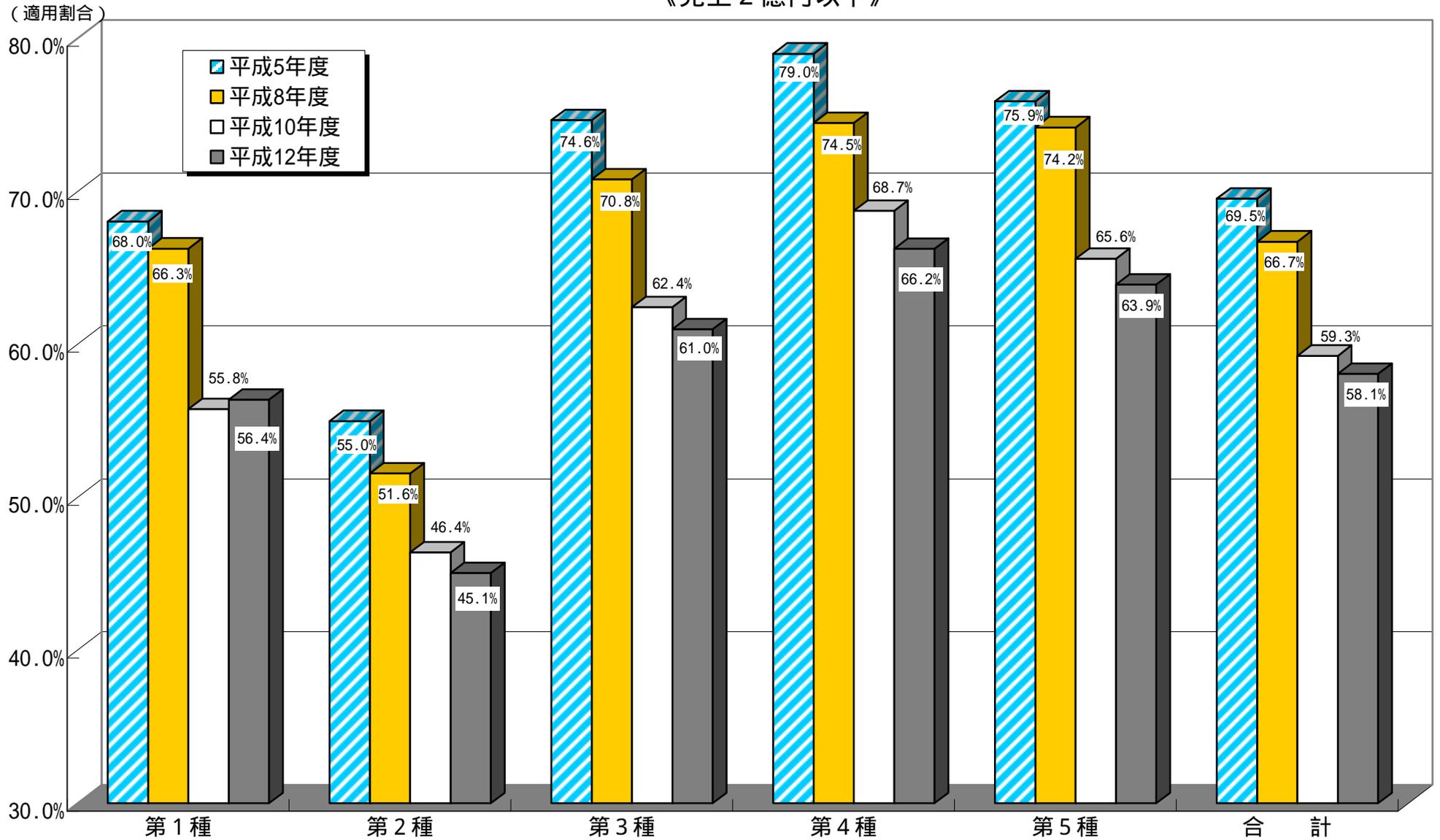
《売上2億円以下》



(備考) 適用割合(簡易申告者数/申告者数)は、国税庁の課税事績(売上2億円以下)に基づくものである。

簡易課税の適用割合の変化（課税標準^レ-ス）

《売上2億円以下》



(備考) 適用割合(簡易申告課税標準額/申告課税標準額)は、国税庁の課税実績(売上2億円以下)に基づくものである。